

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年11月7日

【四半期会計期間】 第107期第3四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)

【会社名】 株式会社シマノ

【英訳名】 SHIMANO INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 島野容三

【本店の所在の場所】 堺市堺区老松町3丁77番地

【電話番号】 072-223-3254

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 平田義弘

【最寄りの連絡場所】 堺市堺区老松町3丁77番地

【電話番号】 072-223-3254

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 平田義弘

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第106期 第3四半期 連結累計期間	第107期 第3四半期 連結累計期間	第106期
会計期間		自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日	自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日	自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日
売上高	(百万円)	182,739	199,501	245,843
経常利益	(百万円)	29,605	35,092	39,539
四半期(当期)純利益	(百万円)	20,472	25,506	27,487
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	22,926	40,419	44,792
純資産額	(百万円)	194,499	249,262	216,364
総資産額	(百万円)	230,303	289,904	257,707
1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	220.83	275.13	296.50
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	84.2	85.7	83.7

回次		第106期 第3四半期 連結会計期間	第107期 第3四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日	自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	56.36	83.32

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
- 2 売上高には、消費税および地方消費税(以下「消費税等」という)は含まれておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式がないため記載していません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間は、欧州景気は依然マイナス成長から脱し切れず減速傾向が続く一方、米国においては政府債務上限に関わる議会承認の遅れから公共サービスが停滞、民間部門の景気回復に水をさしかねない状況となっています。

国内におきましては、いわゆるアベノミクスの効果が徐々にあらわれ始め、3四半期連続で景況感の改善が見られました。また、雇用者所得の持ち直しを受け消費者マインドが改善していることなどを背景に個人消費も増加傾向となりました。

このような状況のもと、当社グループは、「人と自然のふれあいの中で、新しい価値を創造し、健康とよろこびに貢献する。」を使命に、健康志向や環境保全意識の高まりといった追い風の中、こころ躍る製品づくりを通じ、より豊かな自転車ライフ・フィッシングライフのご提案をまいりました。

この結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は199,501百万円（前年同期比9.2%増）、営業利益は31,052百万円（前年同期比2.5%減）、経常利益は35,092百万円（前年同期比18.5%増）、四半期純利益は25,506百万円（前年同期比24.6%増）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

自転車部品

欧州では、7月、8月は好天に恵まれ小売店の販売は昨年比回復基調での推移となったものの、天候に恵まれなかった年初から夏までの遅れを完全に取り戻すには至りませんでした。米国でも年初は天候に恵まれない地域が多かったことから、昨年同時期に比較して苦戦を強いられることとなりました。5月からは小売店における販売は回復基調に転じたものの力強い回復には至りませんでした。日本では、厳しかった冬の影響を受けた年初の低調から脱しきれず小売店販売の動きは低調のまま推移しました。

一方、成長余力のある新興国市場の中でも、とりわけ中国では今年も引き続きスポーツタイプ自転車の販売は好調で力強い成長を続けています。

欧米の完成自転車の市場在庫は高めなものの適正な範囲内で推移しております。補修用の需要については各地で順調な伸びを示しており、世界的なサイクリング活動に対する高い興味を反映しております。

このような市況のもと、当社からの出荷はほぼ予定どおり進み、マウンテンバイクコンポーネントの「DEORE」、「ALTUS」、ロードバイクコンポーネントの「ULTEGRA」、「CLARIS」をはじめとする新製品の販売も順調に推移しました。加えて当社製品に対する欧米市場からの高い支持や円安に恵まれたこともあり、第3四半期の売上は予定どおり達成することができました。

この結果、当セグメントの売上高は159,180百万円（前年同期比8.9%増）、営業利益は29,117百万円（前年同期比2.4%減）となりました。

釣具

国内市場では、北日本においては長雨など悪天候もあり小売市場の動きは芳しくありませんでしたが、北日本を除くその他の地域ではGW以降は天候にも恵まれたこともあり、夏場にかけても釣り人の動きが上向き、小売市場も比較的良い動きをみせました。当社製品におきましては、ソルトルアー系においてNEWステラSW、新発売電動リールのピーストマスターにおいても好調な販売となりました。

一方、海外市場では欧州・北米ともに天候不順の影響で足許、販売は苦戦を強いられています。しかしながら、中国市場、東南アジア市場では小売店への販売が引き続き堅調に推移しました。豪州においても天候不順の影響が懸念されましたが小売店への販売は引き続き順調に推移しました。

この結果、当セグメントの売上高は40,039百万円（前年同期比10.6%増）、営業利益は2,043百万円（前年同期比7.1%減）となりました。

その他

当セグメントの売上高は281百万円（前年同期比13.0%減）、営業損失は108百万円（前年同期は営業損失179百万円）となりました。

(2) 財政状態の分析

（資産）

当第3四半期連結会計期間末における資産は289,904百万円（前連結会計年度比32,197百万円の増加）となりました。これは、現金及び預金が17,148百万円、建設仮勘定が6,615百万円、商品及び製品が4,452百万円それぞれ増加したこと等によるものです。

（負債）

当第3四半期連結会計期間末における負債は40,642百万円（前連結会計年度比700百万円の減少）となりました。これは、短期借入金が1,797百万円増加し、未払法人税等が2,626百万円減少したこと等によるものです。

（純資産）

当第3四半期連結会計期間末における純資産は249,262百万円（前連結会計年度比32,897百万円の増加）となりました。これは、利益剰余金が17,997百万円、為替換算調整勘定が12,977百万円それぞれ増加したこと等によるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。特に、当社グループの企業価値の源泉は、お客様のニーズを迅速に察知することを可能にする、全世界に広がる販売拠点・ネットワーク、お客様のニーズを具現化する、創造性のある高い企画開発力・技術力、製造拠点各所在国の強みを活かしたコスト競争力のある生産体制及び全世界の需要に対応する供給力、グローバルなサービス体制、並びにグループ各社の調和のとれたオペレーション等にあり、これらの根幹には、(i)お客様、お取引先及び従業員等との堅い信頼関係、()個々の従業員の技術開発能力・ノウハウ等、及び()個々の従業員がその能力を存分に発揮することのできる企業風土等があります。当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、当社の企業価値を構成する有形無形の要素を適切に把握するとともに、買収者や買付についての情報も把握した上で、買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2)基本方針実現のための取組みの内容の概要

(A)基本方針の実現に資する特別な取組み

(i)企業価値向上のための取組み

当社は、上記の企業価値の源泉をさらに維持・強化するためには、お客様に信頼され、満足いただけるサービス及び製品を提供し続けることとともに、今後は、お客様の環境・健康等に対する関心の高まりに応えた製品の開発・製造が求められるものと考えております。また、当社は、BRICsを初めとする発展著しい国々が現れていることから、当社の主力製品である自転車部品及び釣具に対する潜在的な需要は今後も増加するものと考えております。そのような背景の中、当社は、コア・コンピタンスの強化、自転車文化・釣り文化の創造とブランドの強化を基本方針として、中長期的な企業価値の向上を実現してまいります。

()コーポレート・ガバナンスの強化、株主還元等

当社においては、独立性を有する社外取締役1名による取締役の業務執行の監視及び独立性を有する社外監査役2名を含む監査役会による取締役の業務執行の監視が行われております。また、当社は、内部統制推進室を設置し、内部監査部門としてコンプライアンスやリスク管理の状況等を定期的に監査するとともに、グローバルな内部統制システムの整備・充実を行っております。

また、当社は、株主還元を経営上の重要課題と捉えており、安定的な配当の維持・継続とともに、業績の進展に応じた成果の配分を行うことを基本方針としております。配当につきましては、昭和47年の上場以来安定的な配当を継続し、さらに業績の向上に沿った増配を行ってまいりました。また、積極的な自己株取得も行ってきております。

さらに、当社グループは、社会的責任への取組みとして、過去より地域社会における文化活動、ボランティア活動への参加やイベントへの協賛等に積極的に取組み、お取引先・地元住民等との信頼関係を構築してまいりました。

(B)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、平成23年2月8日開催の取締役会及び同年3月30日開催の第104期定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を一部改訂した上、更新することを決議いたしました

（以下、改定後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）。

本プランの具体的内容の概要は以下のとおりです。

(i)本プランの目的

本プランは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、当社株券等に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは、株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

()本プランの概要

本プランは、以下の(a)若しくは(b)に該当する当社株券等の買付その他の取得又はこれらに類似する行為（これらの提案を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認められたものを除くものとし、以下「買付等」といい、買付等を行おうとする者を「買付者等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

(a)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得

(b)当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付者等は、買付等に先立ち、意向表明書及び買付等の内容の検討に必要な所定の情報を提供するものとされ、また、独立委員会は、当社取締役会に対しても、買付等の内容に対する意見や代替案（もしあれば）等の情報を提供するように要求することができます。

独立委員会は、買付等の内容の検討や当社取締役会の代替案の検討、買付者等との協議・交渉等を行い、かかる検討等の結果、買付者等による買付等が本プランに定められた手続を遵守しない買付等である場合や買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある場合であって、かつ、本プラン所定の新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを実施することが相当であるとき等本プラン所定の発動事由に該当すると判断したときには、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。他方、独立委員会は、買付者等による買付等が本プラン所定の発動事由に該当しないと判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

また、当社取締役会は、独立委員会が本新株予約権無償割当ての実施に際して予め株主意思の確認を経るべき旨の留保を付した場合等の一定の場合には、独立委員会における手続に加えて、株主意思確認総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思の確認を行うことができます。

本新株予約権には、当社以外の当社の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てられ、本新株予約権1個の目的である当社株式の数は、原則として1株とします。また、本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は1円とします。

また、本新株予約権には、一定の例外事由が存する場合を除き、買付者等及びその関係者による権利行使が認められないとの行使条件、及び当社が買付者等及びその関係者以外の者から当社株式と引換えに本新株予約権を取得することができる旨の取得条項等が付されております。

本プランの有効期間は、原則として、第104期定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなっております。

(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

(A) 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

上記(2)(A)に記載した当社の企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(B) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

特に、本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足していること、本プランは、株主総会において株主の皆様承認を得て更新されたものであり、また、一定の場合に、本プランの発動に際して株主の皆様意思を確認することができるほか、株主総会決議により廃止できるものとされていること等、株主意を重視するものであること、独立性を有する社外取締役等のみから構成される独立委員会により本プランの発動に際しての実質的な判断がなされ、また、その判断の概要は株主の皆様に対して情報開示がなされること、合理的な客観的な要件が充足されなければ本プランは発動されないように設定され、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されていること、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者の助言を受けることができるものとされていること、及びデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではなく、また、取締役の解任要件を加重していないことから、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における当社グループが支出した研究開発費の総額は8,031百万円でありま

(5) 重要な設備

当第3四半期連結累計期間において、新たに確定した重要な設備の新設計画は、次のとおりであります。

会社名 事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手及び完了予定年月	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
Shimano (Philippines) Inc.	フィリピン バタンガス	自転車部品	製造設備	3,500	-	自己資金	平成25年 6月	平成26年 12月

(注) 完成後におきまして、当社グループの生産能力に重要な影響を及ぼすものではありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	262,400,000
計	262,400,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年11月7日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	92,720,000	92,720,000	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	92,720,000	92,720,000	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年7月1日～ 平成25年9月30日		92,720		35,613		5,822

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成25年6月30日現在で記載しております。

【発行済株式】

平成25年6月30日現在			
区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 14,000	-	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 92,641,700	926,417	同上
単元未満株式	普通株式 64,300	-	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	92,720,000	-	-
総株主の議決権	-	926,417	-

(注)「単元未満株式」には当社所有の自己株式27株が含まれます。

【自己株式等】

平成25年6月30日現在					
所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社シマノ	堺市堺区老松町3丁77番地	14,000	-	14,000	0.02
計		14,000	-	14,000	0.02

2 【役員 の 状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において役員の変動はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年1月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、清稜監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	94,950	112,099
受取手形及び売掛金	27,845	24,982
商品及び製品	25,613	30,066
仕掛品	17,209	16,606
原材料及び貯蔵品	5,091	4,890
繰延税金資産	2,232	2,413
その他	3,090	3,698
貸倒引当金	236	295
流動資産合計	175,798	194,460
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	24,499	25,812
機械装置及び運搬具(純額)	14,493	15,807
土地	11,256	11,429
リース資産(純額)	431	457
建設仮勘定	5,800	12,416
その他(純額)	4,594	4,448
有形固定資産合計	61,076	70,371
無形固定資産		
のれん	3,727	3,852
ソフトウェア	1,916	2,414
その他	3,446	4,582
無形固定資産合計	9,090	10,849
投資その他の資産		
投資有価証券	8,569	11,357
繰延税金資産	1,058	166
その他	2,602	3,173
貸倒引当金	488	474
投資その他の資産合計	11,742	14,223
固定資産合計	81,908	95,443
資産合計	257,707	289,904

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	10,161	9,934
短期借入金	5,915	7,713
未払法人税等	6,582	3,956
繰延税金負債	222	303
賞与引当金	1,268	2,273
役員賞与引当金	193	132
その他	11,321	11,414
流動負債合計	35,665	35,728
固定負債		
長期借入金	1,070	430
繰延税金負債	742	865
退職給付引当金	2,681	2,786
その他	1,182	831
固定負債合計	5,677	4,913
負債合計	41,342	40,642
純資産の部		
株主資本		
資本金	35,613	35,613
資本剰余金	5,822	5,822
利益剰余金	176,808	194,806
自己株式	47	56
株主資本合計	218,197	236,185
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	913	2,703
為替換算調整勘定	3,462	9,515
その他の包括利益累計額合計	2,548	12,218
少数株主持分	716	857
純資産合計	216,364	249,262
負債純資産合計	257,707	289,904

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年9月30日)
売上高	182,739	199,501
売上原価	114,692	127,605
売上総利益	68,047	71,896
販売費及び一般管理費	36,206	40,844
営業利益	31,840	31,052
営業外収益		
受取利息	578	661
受取配当金	275	158
為替差益	-	3,293
その他	505	526
営業外収益合計	1,358	4,639
営業外費用		
支払利息	250	241
為替差損	3,040	-
その他	302	357
営業外費用合計	3,593	598
経常利益	29,605	35,092
特別損失		
工場建替関連費用	433	385
特別損失合計	433	385
税金等調整前四半期純利益	29,172	34,706
法人税、住民税及び事業税	9,216	9,092
法人税等調整額	579	60
法人税等合計	8,636	9,153
少数株主損益調整前四半期純利益	20,536	25,553
少数株主利益	63	47
四半期純利益	20,472	25,506

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	20,536	25,553
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	140	1,789
為替換算調整勘定	2,250	13,075
その他の包括利益合計	2,390	14,865
四半期包括利益	22,926	40,419
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	22,870	40,274
少数株主に係る四半期包括利益	56	145

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日)
<p>連結範囲の重要な変更</p> <p>第1四半期連結会計期間において、Shimano Nordic Denmark ApS については新規設立により、連結の範囲に含めております。また、Shimano Europe Retail Division B.V.はBikefitting.com Holding B.V.から社名を変更しております。</p> <p>第2四半期連結会計期間において、Shimano (Philippines) Inc. については新規設立により、連結の範囲に含めております。</p>

【会計方針の変更等】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日)
<p>(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)</p> <p>当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成25年1月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>当該変更が当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

四半期連結会計期間期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、前連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
受取手形	22百万円	- 百万円

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日)
減価償却費	7,303百万円	8,890百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成24年1月1日至平成24年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年3月29日 の定時株主総会	普通株式	2,859	30.50	平成23年12月31日	平成24年3月30日	利益剰余金
平成24年7月31日 開催の取締役会	普通株式	3,476	37.50	平成24年6月30日	平成24年9月4日	利益剰余金

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成25年1月1日至平成25年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年3月28日 の定時株主総会	普通株式	3,476	37.50	平成24年12月31日	平成25年3月29日	利益剰余金
平成25年7月30日 開催の取締役会	普通株式	4,032	43.50	平成25年6月30日	平成25年9月4日	利益剰余金

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項ありません。

3 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成24年1月1日至平成24年9月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額	連結
	自転車部品	釣具	その他	計		
売上高						
外部顧客への売上高	146,229	36,186	323	182,739	-	182,739
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	146,229	36,186	323	182,739	-	182,739
セグメント利益又は損失()	29,821	2,198	179	31,840	-	31,840

(注) セグメント利益の合計額は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成25年1月1日至平成25年9月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額	連結
	自転車部品	釣具	その他	計		
売上高						
外部顧客への売上高	159,180	40,039	281	199,501	-	199,501
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	159,180	40,039	281	199,501	-	199,501
セグメント利益又は損失()	29,117	2,043	108	31,052	-	31,052

(注) セグメント利益の合計額は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	220円83銭	275円13銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	20,472	25,506
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	20,472	25,506
普通株式の期中平均株式数(千株)	92,707	92,706

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【その他】

第107期(平成25年1月1日から平成25年12月31日まで)中間配当については、平成25年7月30日開催の取締役会において、平成25年6月30日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議し、配当を行っております。

配当金の額	4,032百万円
1株当たりの金額	43円50銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成25年9月4日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月5日

株式会社シマノ
取締役会 御中

清稜監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 加賀谷剛 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 船越啓仁 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社シマノの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成25年1月1日から平成25年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社シマノ及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。